

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-39)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施				担当部局名	環境計画課	作成責任者名	加藤 庸之		
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備				
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進。			目標設定の考え方・根拠	環境基本法第十五条		政策評価実施予定時期	平成25年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1	—								第四次環境基本計画で定めた総合的環境指標等の活用の仕方を含め、同計画の進捗状況の点検方法を今後検討していく予定であるため、現時点で測定指標を設定することは困難である。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	38(29)	36(29)	32	—	環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。					
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	2(3)	2(3)	3	—	環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。					
(3) 公的統計の整備に関する基本的な計画推進費(平成22年度)(関連:24-42)	15(7)	14(14)	11	—	公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。					
(4) 環境基本計画推進経費(平成7年度)	19(18)	28(23)	18	—	(1)社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方に関する調査検討 (2)指標の充実化のための調査検討 (3)各主体の意識・取組状況等調査					

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-40)

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善				担当部局名	環境影響評価課	作成責任者名	上杉 哲郎		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備				
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。				目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法		政策評価実施予定時期	平成25年6月	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3 上位計画等に係る環境省意見の提出回数[回]※一案件で複数回提出する場合がある	-	-	-	-	-	-	-	-	-	上位計画等(配慮書手続の先行実施等)の環境アセスメントの適用事例を積み重ね、環境保全の見地からの知見等を蓄積するため、当該指標を測定指標として選定。※平成25年度から、上位計画等も配慮書手続として環境影響評価法に含まれるため、測定指標3は平成24年度まで。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度)	81(59)	84(69)	60	1, 2	改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施に向けて、必要な調査・検討及び説明会を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進める。					
(2) 環境アセスメント技術調査費(昭和55年度)	59(49)	67(56)	50	1, 2	環境影響評価法の改正により平成25年度より実施される配慮書手続が一定以上の適切な水準となるよう、手続の具体的な手法についてわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、配慮書等の環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。					
(3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	-	54(48)	41	1, 2	環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに全国的あるいは諸外国の知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。					
(4) 災害復旧事業等に係る環境影響評価フォローアップ事業費(平成24年度)	-	-	34	1	東日本大震災による災害復旧事業のうち、環境影響評価法の適用除外事業で実施する特定環境影響評価について、フォローアップ調査を実施し、事業者による環境保全措置の効果の検証などを通じ、地域における環境配慮の確保及び復旧事業の円滑な実施を図る。火力発電所リプレースガイドラインについては、その適用状況等を確認することにより、適切にアセスが行われているか検証等を行い、火力発電所リプレースの環境影響評価手続における適切な合理化の実現を図る。					
(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)	8(8)	18(18)	18	1, 2	環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。					

風力発電等導入等に係る 環境影響評価促進モデル (6) 事業 (平成23年度)(環境省 24-2)	-	-	-	1.2	環境影響評価法改正により風力発電も対象となること、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、風力発電等における環境影響評価手続を先行的に取り組む事業者による配慮書段階のモデル事業を実施するとともに、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。
---	---	---	---	-----	--

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-41)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				担当部局名	環境研究技術室 環境計画課	作成責任者名	長坂 雄一 加藤 庸之		
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備				
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。		目標設定の考え方・根拠	第4期科学技術基本計画			政策評価実施予定時期	平成24年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	—	—	60%以上	各年度	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
3 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	87	20年度	対象技術分野数×10	各年度	対象技術分野数×10	対象技術分野数×10	対象技術分野数×10	対象技術分野数×10	対象技術分野数×10	環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的環境技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成することであり、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始) ※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。	5,269 (4,931)	8,007	6,670	1	地球温暖化の防止や自然共生型社会の実現、廃棄物の安全かつ適正な処理など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。 産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定される、競争的資金として運営する。 研究課題の実施により得られた成果は、行政施策に活用するとともに、研究成果発表会の開催などを通じて国民に広く提供し、その普及を図る。					
(2) 地球環境保全等試験研究に必要な経費(昭和47年度)	461 (456)	451	218	—	環境保全に寄与するため、重点的強化を図る必要がある事項を毎年度定め、人の活動が環境に及ぼす影響の把握、影響発現のメカニズムの解明、監視測定などについて試験研究を行うとともに、地域に根ざした環境問題のうち、地方公共団体が単独で取り組むことが困難な研究課題については、国立試験研究機関等が地方公設試験研究機関等と共同研究を行う地域密着型環境研究を実施している。					
(3) 環境研究・技術開発推進事業(18年度)	56 (34)	35	29	—	・環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)の配置 ・「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中環審答申)フォローアップ及び改定に向けた検討 ・環境省競争的資金の、終了後3~4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を実施することにより、研究開発の評価の充実等を図る。					

(4)	環境技術実証事業 (15年度)	176 (119)	123	108	2	環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証することで普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図る。
(5)	世界に貢献する環境経済の政策研究 (平成21年度)(関連:24-35)	400 (365)	273 (258)	184	—	戦略的な環境政策の実現に向けて、環境保全の取組と経済の発展の間の相互関係について調査分析を行う。また、既存の統計情報等の活用により環境産業の市場規模・雇用規模を推計するほか、「環境経済観測調査」の実施により景況感等を把握するなど、環境に関連する経済動向の情報を体系的に収集・整理し提供する。
(6)	企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業 (平成23年度)(関連:24-)	—	10 (13)	6	—	環境ビジネス関連企業における成功要因の分析や、環境産業の市場規模の変化の要因及び現状に関する分析を行う。
(7)	燃料電池自動車等率先導入経費 (平成15年度)	20 (20)	20	15	—	排出ガスを全く出さず高いエネルギー効率が期待できる燃料電池車を公用車として導入し、普及啓発に資するとともに、将来の市販化に向けたデータ収集や低コスト化の促進等に寄与する。
(8)	化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業(再掲:24-27)	255 (246)	345	234	24-27 ●	化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施し、各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。 平成24年度達成目標:必要な調査研究や試験法の開発等の進展
(9)	水銀規制に関する条約制定推進事業(再掲:24-29)	69 (95)	113	143	24-29 ●	水銀条約の制定に向けて、条約交渉での我が国対処方針及び国内対応策について、戦略的に検討し、国内外の水銀対策の推進に貢献する。 平成24年度達成目標:条約交渉において、水俣病経験国として主張を適切にインプットし、国際的な水銀対策の推進に貢献する。
(10)	ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業(再掲:24-29)	19 (18)	23	16	24-29 ●	OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中への放出による悪影響を未然防止するための管理技術の有効性評価に関する研究調査を行うとともに、生態毒性試験法の開発を行う。また、毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集する。これにより、適切なナノ材料の環境リスク評価方法の確立に資する。 平成24年度達成目標:ナノ材料の環境中への放出防止に係る管理技術の検討及び新たな環境リスク評価方法の確立等に関する検討
(11)	地域での化学物質の環境リスク低減支援(再掲:24-28)	—	16	7	24-28 ●	地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援し、地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。 平成24年度達成目標:化学物質アドバイザー派遣数36回以上、リスク解析支援ツールの詳細設計の実施
(12)	化学物質環境実態調査費(再掲:24-27)	409 (308)	398	272	24-27 ●	一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。 平成24年度達成目標:115物質数、媒体数の分析
(13)	東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査(再掲:24-13)	—	100	99	24-34 ●	被災地において、POPs等環境残留性や有害性が高い物質及び被災したPRTR届出事業所の届出データより選定した物質について、水質、底質、生物及び大気を対象とした詳細な調査を実施し、被災地における化学物質の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献し、環境リスク低減及び安全な社会の構築に資する。 平成24年度達成目標:60地点数、媒体数での調査実施

(14) 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費(再掲:24-34)	3 (4)	3	3	24-27 ●	熱中症や紫外線等についてのマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。 平成24年度達成目標:一般の意識啓発を進める。
(15) 化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業(再掲24-27)	-	-	45	24-34 ●	改正化審法の下で優先評価物質として指定された物質について、高感度の分析法を用いて、水質、底質、生物及び大気等の環境媒体ごとに調査を行い、リスク評価を進める上で必要とされるばく露情報を的確かつ円滑に提供することにより、化審法による速やかな規制措置の実施等に貢献する。 平成24年度達成目標:16物質数・媒体数の分析
(16) 熱中症対策緊急推進事業(再掲:24-34)	-	-	35	24-28 ●	節電による熱中症発生への影響について基礎的な調査を行うとともに、熱中症に係る知識を広めるための講習会を地方都市で開催することで、指導者として中心的に対応できる者を養成するとともに、さらなる普及啓発を図ることができる。 平成24年度達成目標:一般の熱中症対策についての意識を高めるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策を進める。
(17) ダイオキシン類の耐容1日摂取量調査(平成10年度)(再掲:24-28(1))	22 (10)	116 (116)	43	24-28 ●	<達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(24年度)> 耐容1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。
(18) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(再掲:24-27)	729 (443)	96 (93)	1,607	24-27 ●	全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施
(19) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲:24-32)	56 (6)	59	39	24-32 ●	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。
(20) イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:24-31)	42 (28)	37 (31)	34	24-31 ●	<達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。
(21) イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:24-31)	46 (15)	64 (33)	39	24-31 ●	<達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。 <達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。

(22)	国立水俣病総合研究センター調査研究 (昭和53年度)(再掲:24-32)	456 (438)	666	434	24-32 ●	<p><達成手段の概要> 水俣病に関する総合的(国際的、社会科学的、自然科学的、臨床・基礎医学的、疫学的)な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行う。</p> <p><達成手段の目標> 調査・研究成果の発表率:100%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献する。</p>
(23)	気候変動影響評価・適応推進事業等 (平成16年度) 【関連:24-1】	346 (321)	422	299	-	<p>我が国における温暖化の影響の分析・評価と、関係行政機関や一般市民への適切でわかりやすい情報発信を進め、また、温暖化の影響への適応について関係省庁と連携して「適応計画」づくりを推進するとともに、地方公共団体における適応策の策定支援を進める。</p> <p>・アジア太平洋地域の各国における適応計画の策定・実施を支援するために、アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)を通じた情報共有や人材育成等の途上国協力を行う。</p> <p>・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や国連気候変動枠組条約(UNFCCC)等の活動への我が国の科学者の参加を支援し、科学的な側面から国際的な議論に貢献する。</p>
(24)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業 (平成23年度) 【関連:24-7】	39 (39)	274	120	-	<p>・「いぶき」による衛星観測データと、地上等での直接観測により得られるデータや既存の吸収量等推計技術を組み合わせてモデル化を行い、森林の温室効果ガスの吸収量・排出量の目録(インベントリ)を補完・検証する技術システムを開発する。</p> <p>・これにより、将来的なクレジット化や我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、途上国における森林減少・劣化からの排出抑制(REDD+)活動に伴う温室効果ガス削減・吸収効果の定量的・客観的な把握を進める。</p>
(25)	いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 (平成24年度)	-	-	1,352	センサー試作、データ処理アルゴリズム開発、打ち上げを定性的なアウトプット指標として設定	<p>・いぶき現行機の運用から得られた知見・課題を反映した後継機センサー全体の概念設計と、観測センサー干渉計機構部の試作試験の実施を行う。</p> <p>・いぶき後継機では現行機に比べて処理すべき観測データが大幅に増えると予想されており、その効率的かつ効果的な処理方法を検討するとともに、地上観測、陸域生態系モデル・大気輸送モデルからなる観測システムのプロトタイプの開発を行う。</p> <p>・いぶきによる観測データ等を検証するための比較データは、航空機観測データが最も有効であることから、民間航空機にセンサーを設置し検証のためのデータを取得する。</p>
(26)	農業健康・環境影響対策費(平成19年度)	-	-	-	-	<p><達成手段の概要> ・無人ヘリ散布農業による人への健康影響や農業による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施</p>
(27)	大気汚染物質による暴露影響研究費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	<p><達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査、毒性学調査の調査計画の策定及びその実施 ・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 大気汚染物質の暴露と健康影響に関する知見の集積</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じ、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>
(28)	災害・放射能と環境に関する研究(23年度)	-	209	705	-	<p>放射性物質により汚染された廃棄物等の安全かつ効率的な除染、処理技術・処理システムの確立のための研究及び環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明等の研究を実施する。</p> <p>多種多量の災害廃棄物問題や環境中に広がった放射性物質への対策が喫緊の課題となっており、わが国で経験・知見のないこれらの課題を解決するために必要な科学的知見を提供することにより安全・安心な地域社会を取り戻し復興を図る。</p>

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-42)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室				作成責任者名	加藤 庸之 鎌形 浩史 太田 志津子 中尾 豊	
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤						
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。			目標設定の考え方・根拠	第四次環境基本計画				政策評価実施予定時期	平成24年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 環境情報に関する国民の満足度(%)										平成21年3月に定められた「環境情報戦略」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d)に定められているため。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等							
	22年度	23年度										
(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画推進費(平成22年度)(関連:24-39)	15 (7)	14 (14)	11	-	公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。							
(2) 環境調査研修所(昭和48年度)	110 (97)	106 (99)	80	-	環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施することにより、その能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。							
(3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1,139 (1,095)	1,285 (1,228)	1,579	-	新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定)で掲げる国民本位の電子行政を実現するため、環境省電子政府構築計画に基づく電子政府構築への取組の実施、環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づく行政運営の簡素化、効率化、合理化の促進を図る。							
(4) 情報基盤の強化対策費(電子入札・開札システム運用支援等)(平成15年度)	71 (68)	88	38	-	電子入札・開札システム及び資格審査システムのハード及びソフトウェアの賃貸・保守、障害等への回答などの運用支援等を行う。							
(5) 環境保全普及推進費(平成2年度)	96 (91)	88 (84)	77	-	環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月を環境月間として提唱し、国、都道府県、政令市を中心に国民の間に環境保全についての関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための環境保全の普及、啓発に関する行事等を行う。							
(6) 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析(平成23年度)	-	6 (5)	6	-	<達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 報告書(論文)の累積数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。							